

蟹江町議会防災建設常任委員会会議録

招集日時	平成23年12月7日(水)午後1時30分			
招集場所	蟹江町役場 3階 協議会室			
出席委員	委員長	奥田 信宏	副委員長	佐藤 茂
	委員	山田 新太郎	委員	伊藤 俊一
	委員	黒川 勝好	委員	猪俣 二郎
	委員	大原 龍彦		
欠席委員	なし			
会議事件 説明のため出席した者	町長	横江 淳一	副町長	河瀬 広幸
	消防長	鈴木 卓夫	消防本部 総務課 予備部長	伊藤 啓二
職務のため出席した者	議長	黒川 勝好	議事会長 事務局	松岡 英雄
	補佐	伊藤 恵美子	書記	山田 尚徳
付託事件	議案第65号 蟹江町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について			

○委員長 奥田信宏君

それでは、皆さん、こんにちは。

定刻ほんの少し前ではありますが、ただいまから防災建設常任委員会を開会させていただきます。

スムーズに議事ができますよう、よろしくご協力をお願いいたします。

それでは、本日の欠席者はありません。全員出席です。

定足数に達していますので、ただいまから委員会を開会いたします。

本委員会に付託されております案件は議案第65号、1件であります。審査のほうを慎重にお願いしたいと思います。

審査に先立ち、町長さんよりごあいさつをいただきます。

○町長 横江淳一君

あいさつした。

○委員長 奥田信宏君

ありがとうございました。

それでは、議事に入りますが、質疑、答弁は委員長の許可を得てからにさせていただくようによろしくお願いをいたします。

それでは、議案第65号「蟹江町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明をしてください。

(「ございません」の声あり)

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑。

○委員 山田新太郎君

公務災害補償ということですけども、範囲の確認なんですけれども、火事があったと、で、半鐘になったと、すると当然、分団の方、家を出られますよね。出られていろいろなことをやられて、で、帰られますよね。ここまでの範囲ですよ。家を出てから、すべて終わって家に入るまでですよ。

○消防長 鈴木卓夫君

今、委員がおっしゃったように、家に帰られるまでの間でございます。

○委員 大原龍彦君

私も分団長をやっておった経験で、ようけがした人はあるわけですが、蟹江町ではこういうような今の、後遺症が残ったり何かして、介護補償なんかしてみえる人はあるんですかね。

○消防長 鈴木卓夫君

今までに公務災害で、団員等でけが等をされた方は33名ほどございますが、幸いにも後遺症が残ったという、そういった事実はありません。

○委員 大原龍彦君

今、これは東日本とか神戸大地震とか、大きな災害があったところで消防団の活躍が大ということで、本当に消防団の方も随分亡くなっておるわけでございますが、けがをしておる人もあるわけでございますが、これは全国で、今のこういう対象になっておられる方というのはわかりますか。

(「対象といいますと」の声あり)

こういう災害で介護を受けておられる方とか、そういう方はみえるのか。事故で体も起きれんようになったとか、そういうことの消防団員。

○消防長 鈴木卓夫君

東日本大震災で申しますと、亡くなられた方が252名。

(「消防団員で」の声あり)

消防団員さんで。あと、その後の介護のほうの情報につきましては、現段階では入ってきておりませんので掌握しておりません。

○委員 山田新太郎君

ちなみに、東日本で死亡された方、幾らぐらいの補償が出たんですか。

○消防本部総務課長・予防課長 伊藤啓二君

一応、詳細は勤務年数等によって異なりますが、まず亡くなられた方に対しまして支給されるのは葬祭費、それから遺族特別支給金、それから遺族特別援護金、遺族特別給付金、この4つでおおむね約2,500万円ほど公務災害補償として支給をされております。そのほかに殉職者の賞じゅつ金が、国、県、各市町村から支給されるというような形になります。

○委員 山田新太郎君

後半の件ですけれども、多分亡くなられた後の補償の話だと思っただけですけれども、もうちょっと詳しく言ってください。何か聞こえにくかったので。

○消防本部総務課長・予防課長 伊藤啓二君

まず、公務災害補償といたしまして葬祭費と、それから遺族に対する遺族特別支給金……

(「それは一時金ですね」の声あり)

一時金です。それから遺族特別援護金、これも一時金です。そのほかに遺族特別給付金という4つがまずいただけます。そのほかに殉職者の賞じゅつ金と、あとこの後に遺族年金等が加算されるわけです。

○委員 山田新太郎君

あるわけですね、わかりました。

○委員長 奥田信宏君

ほかにはありませんか。

○委員 黒川勝好君

それじゃ、余りこの一部改正には関係ないということでもないですけども、公務災害補償で、この間、緑のところで火事があったと思いますけれども、あのときは新蟹江の西と東の分団というふうに出ていると思うんですね。

(「舟入も出ている」の声あり)

舟入も出ている。例えばですね、火事がわかって、その招集のかかっている分団以外の分団の方が、例えばそこでお手伝いに走ったと、そのときにこういう事故なんかがあったときは、その対象にはなるんですか。招集がかかっているところだけが対象になるのか、どういうことですか。

○消防長 鈴木卓夫君

これは消防団員さんなものですから対象になります。招集がかかったどうのこうのでなく、一応ブロック対応でやるんでございませぬけれども、自主的に出ていただいた団員さんですので、当然補償の対象になります。

○委員 山田新太郎君

今の話で失礼ですけども、消防団員の方がそういう列に加わっていくことは重々承知しておるんですけども、もし住民の方がですね、例えばバケツリレー、何でもいいですわね、手伝ってちょということになって手伝ったとしますよね。それで、住民の方は当然消防団員じゃないんですが、けがをされたような場合はどういう処置になってくるんですか。

○消防長 鈴木卓夫君

これは消防法に基づきまして火災従事者ということですので、一般住民の方も公務災害の対象ということで補償されます。

○委員 山田新太郎君

今の話は非常にいいことだったんで、多分法律にごちゃごちゃ言う人がおれたち消防団員じゃないと、手伝ってけがしたらという話がどこかで出ると思いますんで、すみませんけれども、消防長のほうから各分団に対して積極的に手伝ってくれた方、万が一あってはいけなけれども、手伝ってくれた方がけがをされた場合は準用されるんだということを周知、皆さんに知っていただくようにお願いします。

○消防長 鈴木卓夫君

先ほどのご質問で、一般の方が火災に協力をされて、対象にはなるんでございますが、やはり消防職員、消防団員さんも見えるものですから、到着する前の初期消火等を除いては、極力けがとかの二次災害の防止で、私どもといたしましても応援してくださいとはなかなか言えませぬのでご了承ください。

○委員長 奥田信宏君

他にありませんか。

(「ありません」の声あり)

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

先に原案の反対者の方がいましたら、討論をお願いします。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第65号「蟹江町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」は、原案のとおり決定をいたしました。

以上で、本日付託をされました案件は終了いたしました。

なお、委員長の報告は、作成については私にご一任をお願いいたします。

これで防災建設常任委員会を閉会といたします。

ありがとうございました。

(午後 1時40分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

蟹江町議会防災建設常任委員長 奥 田 信 宏